

技術職員名簿記載例 (解体工事許可取得後)

令和3年6月30日までの経過措置期間中は、平成28年6月1日時点の
とび・土工工事業の技術者を、アルファベット付きのコードで解体工事の技
術者として記入することができる。

ただし、上記経過措置終了後、対象から外れるもの（例：1級建設機械施
行技士など）や登録講習受講又は1年以上の実務経験がないと対象から外れ
るもの（例：1級土木施工管理技士など）があります。（詳細は以下のとおり）

1 経過措置期間(令和3年6月30日)終了後に対象から外れる資格

- 1級建設機械施工技士
- 2級建設機械施工技士(第1種～第6種)
- 2級土木施工管理技士(薬液注入)
- 技術士法に基づく資格
 - 農業「農業土木」・総合技術管理
 - 水産「水産土木」・総合技術管理
 - 林業「森林土木」・総合技術管理
- 職業能力開発促進法に基づく資格
 - 型枠施工
 - コンクリート圧送施工
 - ウエルポイント施工
- 地すべり防止工事

2 解体工事に関し1年以上の実務経験又は登録解体工事講習を受講していれば解体工 事業の技術者となる資格【附則第2条該当】

- 1級土木施工管理技士
- 2級土木施工管理技士(土木)
- 1級建築施工管理技士
- 2級建築施工管理技士(建築又は躯体)

3 【当面の間】解体工事に関し1年以上の実務経験又は登録解体工事講習を受講してい れば解体工事業の技術者となる資格【附則第3条第1項該当】

- 技術士法の規定に基づく資格
 - 建設・総合技術監理(建設)
 - 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)